

○国立大学法人筑波技術大学情報システム運用基本方針

平成 20 年 2 月 29 日
制 定

(情報システムの目的)

第 1 条 国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）情報システムは、本学のすべての教育・研究活動及び運営の基盤として設置され、運用されるものである。

(運用の基本方針)

第 2 条 前条の目的を達するため、本学情報システムは、円滑で効果的な情報流通を図るために、別に定める運用基本規程により、優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用され、全学に供用される。

(利用者の義務)

第 3 条 本学情報システムを利用する者や運用の業務に携わる者は、本方針及び運用基本規程に沿って利用し、別に定める運用と利用に関する実施規程を遵守しなければならない。

(罰則)

第 4 条 本方針に基づく規程等に違反した場合の利用の制限および罰則は、それぞれの規程に定めることができる。

附 記

- 1 この基本方針は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 筑波技術大学情報セキュリティ基本方針（平成 17 年 10 月 3 日制定）は、廃止する。